

# 6 縦覧等

## 縦覧について

### ■ 縦覧場所

滋賀県 総合企画部 県民活動生活課 県民情報室  
滋賀県 高島環境事務所  
大津市 建設部 広域事業室  
大津市 小松支所  
高島市 都市整備部 国・県事業対策課  
高島市 高島支所  
国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課

### ■ 縦覧期間

令和5年6月30日(金)～令和5年7月31日(月)までの各縦覧場所における執務時間内  
(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く)

### ■ インターネットによる公表

滋賀県ホームページ  
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332180.html>)

## 意見書について

### ■ 意見書の提出期限および方法

令和5年8月14日(月)  
郵送(必着)、持参または電子メールで提出することができます。

### ■ 意見書の提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県 土木交通部 都市計画課 都市計画係  
E-mail: [ha0603@pref.shiga.lg.jp](mailto:ha0603@pref.shiga.lg.jp)

※縦覧期間中は、各縦覧場所においても提出することができます。

意見書の様式は、各縦覧場所に備え付けてあるほか、滋賀県のホームページ (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/>「国道161号小松拡幅13工区の環境影響評価準備書等の縦覧について」) からダウンロードできます。

### 準備書の縦覧等に関する問い合わせ先

滋賀県 土木交通部 都市計画課  
電話：077-528-4182

### 事業に関する問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 計画課  
電話：077-523-1816

国道161号 小松拡幅13工区

# 環境影響評価準備書の あらまし



滋賀県 令和5年6月

### 【目次】

1 事業概要	2
2 環境影響評価手続き	3
3 国道161号 小松拡幅13工区の概要	4
4 環境影響評価の結果	6
5 事業の流れ	15
6 縦覧等	16



# 1 事業概要

## はじめに

国道161号は、福井県敦賀市と滋賀県大津市を結ぶ延長約80kmの幹線道路であり、北陸地方と京阪神都市圏とを相互に連絡するとともに、琵琶湖西岸の地域開発や恵まれた自然を活かした観光の基幹道路としての役割も果たしています。

小松拡幅13工区は、このうち高島市勝野から大津市北小松の、延長約4.3kmの区間となっています。

滋賀県環境影響評価条例では事業の規模によって環境影響評価を実施することとしており、自然公園特別地域道路の道路事業については2車線以上かつ延長2km以上のものが該当し、本事業も環境影響評価の対象となります。

本資料は、国道161号小松拡幅13工区事業に係る環境影響評価準備書について概要を取りまとめたものです。

## 都市計画対象道路事業の概要

### 都市計画対象道路事業の名称

国道161号 小松拡幅13工区

### 都市計画決定権者の名称

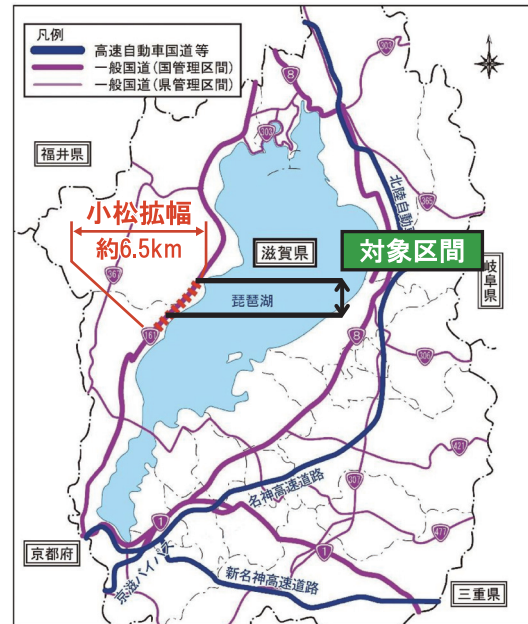
都市計画決定権者：滋賀県  
 代表者の氏名：滋賀県知事 三日月 大造  
 住所：大津市京町四丁目1番1号

### 事業予定者の名称

事業予定者：国土交通省 近畿地方整備局  
 代表者の氏名：近畿地方整備局長 渡辺 学  
 住所：大阪市中央区大手前三丁目1番41号  
 大手前合同庁舎

### 都市計画対象道路事業の規模等

都市計画対象道路事業の種類	特別地域における道路の改築（一般国道の改築）
起点／終点	起点：滋賀県高島市勝野 終点：滋賀県大津市北小松
道路延長	約4.3km
車線数	4車線
道路区分	第3種第1級
設計速度	80km/h
計画交通量	32,500～34,200台/日
道路構造の概要	平面、盛土、切土、橋梁、トンネル
工事計画の概要	土工、橋梁工、トンネル工



## 都市計画対象道路事業の目的

国道161号は交通量が多いにもかかわらず2車線の区間が多く、路肩の無い狭あい区間があるため、交通事故が多発しています。また、周辺には観光地が多いこと等により、慢性的な交通渋滞が発生しています。

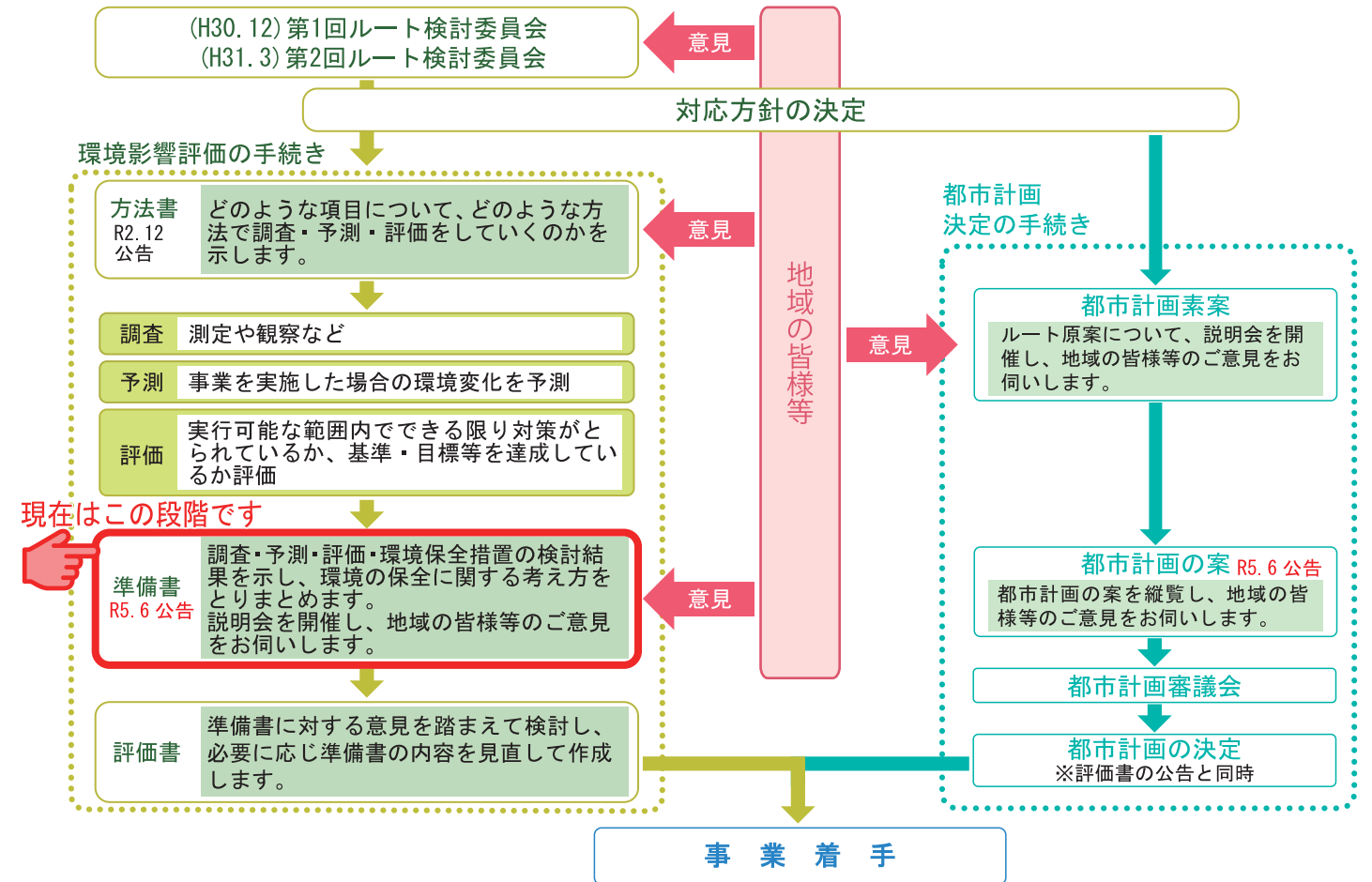
小松拡幅は、現道の国道161号の交通状況改善を図り、沿道住民の安全・安心な生活を確保すること、また高島バイパス、志賀バイパスと接続することで琵琶湖西岸地域の幹線道路のネットワークを強化し、地域の活性化を図ることを目的としています。

# 2 環境影響評価手続き

## 準備書について／これまでの経緯と今後の手続き

「環境影響評価準備書」（以下、準備書）は、「環境影響評価方法書」（以下、方法書）に基づき実施した環境調査の結果や、大気質や騒音、水質、動植物、景観、文化財などの環境に与える影響の予測結果、環境への影響を回避・低減および代償するために講じようとする環境保全措置、これらの結果を踏まえた環境影響評価の結果等について取りまとめたものです。

今後は、準備書に対していただいた意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で最終的に評価書を確定し、都市計画決定の告示と同時に公告・縦覧します。評価書の公告および都市計画決定の告示をもって、環境影響評価および都市計画決定の手続きは終了します。



## 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、県条例に基づき、「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成11年3月23日滋賀県告示第124号）を参考として、事業特性および地域特性を踏まえて選定しました。

環境要素の区分	環境要素の区分															
	気象（日照障害）	浮遊粒子状物質（大気質（窒素酸化物））	大気質（粉じん等）	騒音	超低周波音	振動	電波障害	水質（水の濁り）	地形および地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	文化財
影響要因の区分																
工事の実施		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
存在 供用	工作物の存在	●					●		●	●	●	●	●	●		●
	発生車両の走行		●		●	●										

●：環境影響評価項目

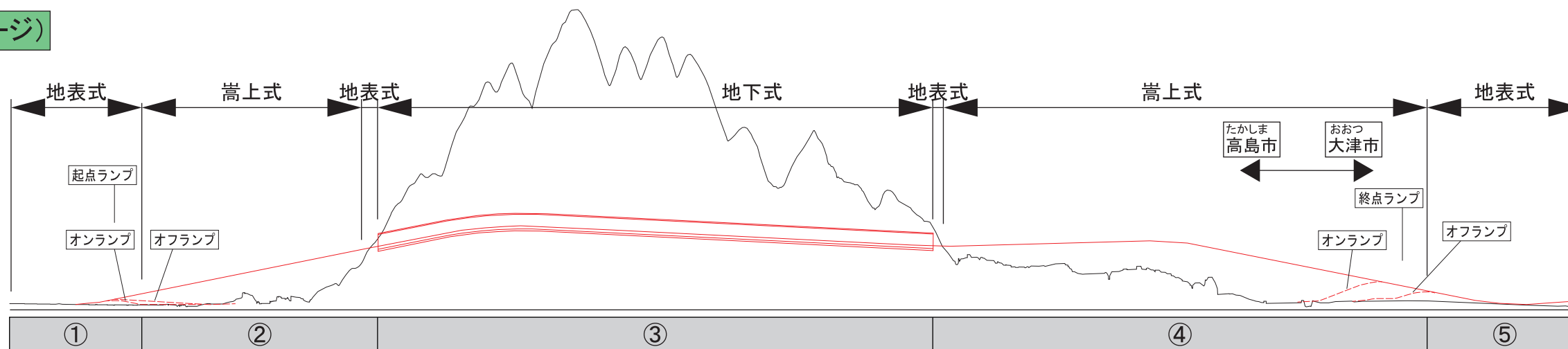


# 3 国道161号 小松拡幅13工区の概要

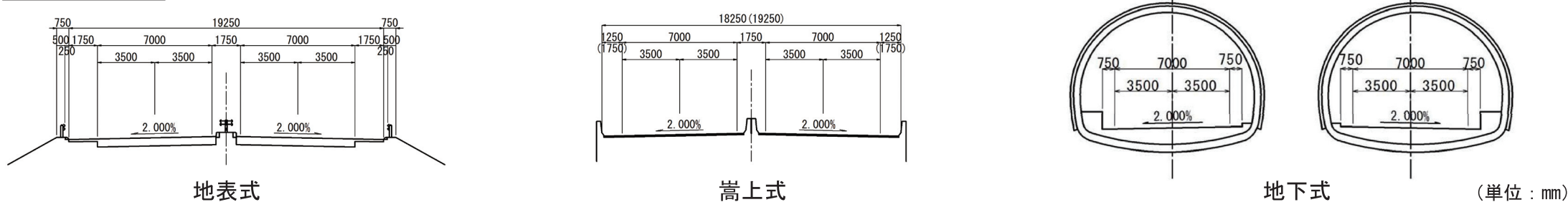
## 平面図



## 縦断面図（イメージ）



## 標準横断面図



※ 「都市計画対象道路事業実施区域」（以下、実施区域）とは、当該道路事業により土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築が想定される概ねの範囲とし、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置が想定される概ねの範囲も含むものとします。なお、実施区域は、準備書の作成の時点において、既に変更の余地のないものとして決定されている区域という趣旨ではなく、その時点において対象事業の実施が見込まれる区域をいいます。



# 4 環境影響評価の結果

## 環境影響評価の結果

選定した環境影響評価の項目について予測・評価を行いました。その結果、環境影響が考えられる項目については環境保全措置を検討しました。さらに、必要な場合は事後調査の実施も検討しました。

### 日照障害

【存在・供用】 近接住居における都市計画対象道路による日影時間は、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	予測高さ	地形による日影時間	予測結果	
				高架構造物設置後の日影時間	参考となる値
1	大津市北小松～高島市鶴川	4.0m	地形の影響なし	1時間未満	2階で5時間

### 大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じん等）

#### 【工事の実施】 ■重機の稼働

二酸化窒素および浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。  
粉じん等は、一部の地点で参考となる値を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		粉じん等 (t/km <sup>2</sup> /月)	
		予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準	予測結果	参考となる値
1	大津市北小松1	0.013	0.04から 0.06までの ゾーン内 または それ以下	0.033	0.10	0.5	10
2	大津市北小松2	0.013		0.033		1.7～2.1	
3	高島市鶴川1	0.013		0.033		5.4～9.7 [19.6～35.7]	
4	高島市勝野	0.013		0.033		1.7～2.7	

注) 予測結果の[ ]は、環境保全措置（散水）前の値を示します。

**日照障害解説** 参考となる値・・・「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年建設省計用発第4号）の公共施設の設置後の日陰時間です。

**大気質解説** 二酸化窒素・・・大気中の窒素酸化物の主要成分です。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成するほか、物の燃焼により直接発生するものもあります。

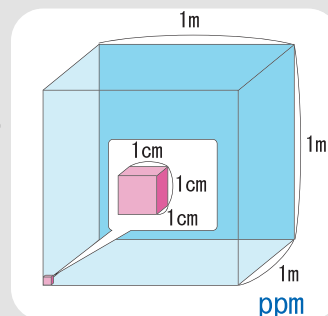
浮遊粒子状物質・・・大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。大気中の粉じんには粒径、成分の様々なものがあり、一般的には粒径が10μm以下の小さなものを「浮遊粒子状物質（SPM）」といいます。

粉じん等・・・大気環境中に浮遊する微細な粒子状の物質のことです。一般的には粒径が10μm（=0.01mm）程度以上の大きなものを「降下ばいじん」といいます。

日平均値の年間98%値・・・1年を通じて得られた日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる日平均値をいいます。

日平均値の年間2%除外値・・・1年を通じて得られた日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲内にあるものを除外した日平均値をいいます。

ppm・・・物質の割合を表す単位で、1ppmは1m<sup>3</sup>の空気中に1cm<sup>3</sup>の物質が存在する場合の濃度を示します。



### 大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・粉じん等）

#### 【工事の実施】 ■工事用車両の走行

二酸化窒素、浮遊粒子状物質および粉じん等は、すべての予測地点において環境基準または参考となる値以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )		粉じん等 (t/km <sup>2</sup> /月)	
		予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準	予測結果	参考となる値
1	大津市北小松2	0.015	0.04から 0.06までの ゾーン内 または それ以下	0.033	0.10	1.5～2.0	10
2	高島市勝野	0.014		0.033		0.9～1.3	

#### 環境保全措置

「排出ガス対策型建設機械の採用」、「作業方法への配慮」、「散水」、「仮囲いの設置」、「作業員に対する工事用車両の運行の指導」、「工事用車両の洗車」、「工事用車両の分散」の措置を行います。

#### 【存在・供用】 ■発生車両の走行

二酸化窒素および浮遊粒子状物質は、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
		予測結果 (日平均値の年間98%値)	環境基準	予測結果 (日平均値の年間2%除外値)	環境基準
1	大津市北小松	北側	0.016	0.04から 0.06までの ゾーン内 または それ以下	0.033
		南側	0.015		0.033
2	高島市鶴川1	東側	0.013		0.033
3	高島市鶴川2	南側	0.026		0.034
4	高島市勝野	西側	0.015	0.033	

作業方法への配慮・・・停車中の車両等のアイドリングを止める、建設機械の複合同時稼働、高負荷運転を極力避ける等のことです。

環境基準・・・人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標値です。

項目	整合を図るべき基準または目標	基準値
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）の環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）の環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

参考となる値・・・「道路環境影響評価の技術手法」（国総研資料第714号 2.3、2.4）に示されている降下ばいじんの参考となる値です。環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km<sup>2</sup>/月が目安と考えられます。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は10t/km<sup>2</sup>/月です。評価においては、重機の稼働や工事用車両の走行による寄与を対象とすることから、これらの差である10t/km<sup>2</sup>/月を参考となる値としました。



騒音

【工事の実施】 ■重機の稼働

騒音は、一部の予測地点で規制基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

番号	予測地点	予測高さ	予測結果	規制基準
1	大津市北小松1	1.2m	80	85
2	大津市北小松2	1.2m	80	
3	高島市鶴川1	1.2m	83[87]	
4	高島市勝野	1.2m	77[86]	

単位：dB

注) 予測結果の[ ]は、環境保全措置（防音パネルなどの遮音対策）前の値を示します。

■工事用車両の走行

騒音は、すべての予測地点で環境基準および要請限度を超過すると予測されますが、これは現況値が環境基準等を上回っているものであり工事用車両による寄与は現況値を増加させるものではありません。

番号	予測地点	予測高さ	現況値	予測結果	環境基準	要請限度
1	大津市北小松2	1.2m	77	77	70	75
2	高島市勝野	1.2m	73	73		

単位：dB

環境保全措置

「低騒音型建設機械の採用」、「防音パネルなどの遮音対策」、「作業方法の改善」、「工事用車両の分散」、「作業員に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

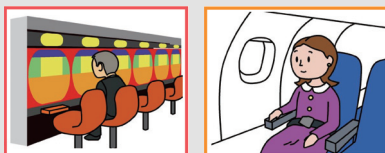
番号	予測地点	環境保全措置の内容（重機の稼働）
3	高島市鶴川1	工事敷地境界に高さ1.5mの防音パネル(1枚)の設置
4	高島市勝野	工事敷地境界に高さ1.5mの防音パネル(1枚)の設置

騒音解説

近接空間……敷地境界より20m（2車線以下の既存道路については15m）以内の地域を指します。  
 背後地……敷地境界より20m（2車線以下の既存道路については15m）以遠の地域を指します。  
 dB(デシベル)……音や振動の大きさを表す単位です。

騒音レベルの大きさの目安

騒音の大きさ(dB)	目安
80~90	パチンコ店内、ゲームセンター店内
70~80	飛行機の機内、セミの声
60~70	バスの車内
50~60	博物館の館内、郵便局の窓口周辺
40~50	図書館の館内



環境基準…人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標値です。

規制基準…公害の原因となる行為を規制するための基準です。

要請限度…自動車騒音または道路交通振動を低減するために道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値の事です。

重機の稼働に係る騒音

項目	整合を図るべき基準または目標	基準値
騒音レベルの90%レンジの上端値(LA5)または騒音レベルの最大値の90%レンジの上端値(LA, Fmax, 5)	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	85dB以下

工事用車両の走行に係る騒音

項目	整合を図るべき基準または目標	地域の区分	基準値
等価騒音レベル(LAeq)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)の環境基準	幹線交通を担う道路に近接する空間の基準	昼間：70dB以下
	「騒音規制法第十七条第一項の指定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年3月2日総理府令第15号)による自動車騒音の限度	幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度	昼間：75dB以下

注) 時間区分は、昼間(6時~22時)です。

騒音

【存在・供用】 ■発生車両の走行

騒音は、一部の予測地点で環境基準を超過すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、すべての予測地点において環境基準以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	予測高さ	近接空間				背後地				
			昼間		夜間		昼間		夜間		
			予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	
1	大津市北小松	北側	4.2m	66[74]	70	62[71]	65	62[70]	65	58[67]	60
			1.2m	61[72]		57[68]		60[69]		57[66]	
		南側	4.2m	67[73]	70	63[69]	65	63[69]	65	59[65]	60
			1.2m	64[68]		60[65]		62[66]		58[62]	
2	高島市鶴川1	東側	4.2m	57	70	55	65	51	65	54	60
			1.2m	57		55		50		53	
3	高島市鶴川2	南側	4.2m	61	70	57	65	60	65	56	60
			1.2m	58		54		58		54	
4	高島市勝野	西側	4.2m	68[72]	70	64[68]	65	58[68]	65	55[64]	60
			1.2m	58[72]		54[68]		57[68]		53[64]	

注) 予測結果の[ ]は、環境保全措置（遮音壁の設置）前の値を示します。

環境保全措置

「遮音壁の設置」の措置を行います。

番号	地点名	環境保全措置の内容	環境保全措置の位置
1	大津市北小松	遮音壁の設置(地上から高さ1.5m、2.5m)	都市計画対象道路
4	高島市勝野	遮音壁の設置(地上から高さ2.5m)	一般国道161号

超低周波音

【存在・供用】 ■発生車両の走行

超低周波音は、すべての予測地点において参考となる値以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点		予測結果		参考となる値	
			L50	L65	L50	L65
1	大津市北小松2	北側	73	80	90	100
2	高島市鶴川1	東側	73	81		

発生車両の走行に係る騒音

項目	整合を図るべき基準または目標	地域の区分	基準値
等価騒音レベル(LAeq)	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)の環境基準	幹線交通を担う道路に近接する空間の基準	昼間：70dB以下 夜間：65dB以下
		B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域の基準値	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下

注1) 時間区分は、昼間(6時~22時)、夜間(22時~6時)です。  
 注2) B地域とは、主として住居の用に供される地域です。  
 注3) C地域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域です。

超低周波音解説

L50(50%時間率音圧レベル)……

1~80Hzの音圧レベルのうち、測定時間内の値の中央(50%)にあたるものを示します。

L65(G特性5%時間率音圧レベル)……

1~20HzのG特性超低周波音音圧レベルのうち、測定時間内の値の大きいものから5%にあたるものを示します。

参考となる値(超低周波音)……

L50の参考となる値は一般環境中に存在する低周波音圧レベル、L65の参考となる値は平均的な被験者が知覚できるG特性低周波音圧レベルを示します。



## 振動

### 【工事の実施】 ■重機の稼働

振動は、すべての予測地点において規制基準以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	予測結果	規制基準
1	大津市北小松1	63	75
2	大津市北小松2	50	
3	高島市鶴川1	61	
4	高島市勝野	61	

### ■工事用車両の走行

振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

単位：dB

番号	予測地点	現況値	予測結果	要請限度
1	大津市北小松2	45	45	65
2	高島市勝野	45	45	

### 環境保全措置

「低振動型建設機械の採用」、「作業方法の改善」、「工事用車両の分散」、「作業者に対する工事用車両の運行の指導」の措置を行います。

### 【存在・供用】 ■発生車両の走行

振動は、すべての予測地点において要請限度以下になると予測されます。

単位：dB

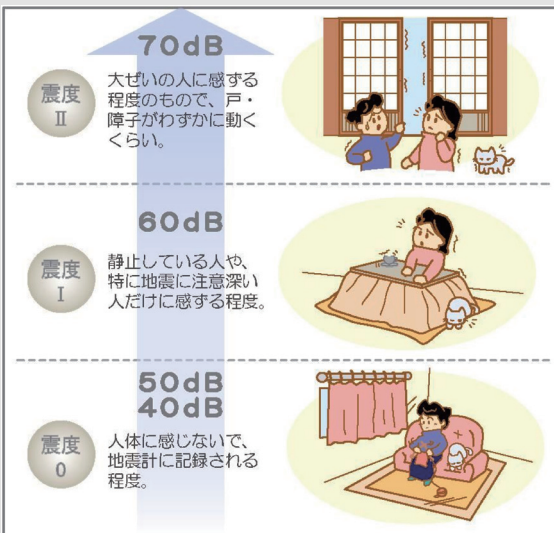
番号	予測地点		予測結果		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	大津市北小松1	南側	49	48	65	60
2	大津市北小松2	北側	47	46	65	60
3	高島市鶴川1	東側	49	48	65	60
4	高島市勝野	西側	45	44	65	60

## 振動解説

規制基準・・・公害の原因となる行為を規制するための基準です。

要請限度・・・自動車騒音または道路交通振動を低減するために道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値の事です。

### 振動レベルの大きさの目安 (dB)



### 重機の稼働に係る振動

項目	整合を図るべき基準または目標	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値(L10)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による特定建設作業の規制に関する基準	75dB以下

### 工事用車両の走行に係る振動

項目	整合を図るべき基準または目標	地域の区分	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値(L10)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度	第1種区域	昼間：65dB以下

注1) 時間区分は、昼間(8時～19時)です。  
注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域および住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

### 発生車両の走行に係る振動

項目	整合を図るべき基準または目標	地域の区分	基準値
振動レベルの80%レンジの上端値(L10)	「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)による道路交通振動の限度	第1種区域	昼間：65dB以下 夜間：60dB以下

注1) 時間区分は、昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)です。  
注2) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域および住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

## 電波障害

### 【存在・供用】

住居等の保全対象が存在する一部地域に、電波障害が発生すると予測されますが、環境保全措置を実施することで、環境負荷を低減します。電波障害が発生した場合は、必要に応じて「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」等に基づき、適切に対処します。

番号	予測地域	予測結果(地上デジタル放送の障害範囲)			
		方向	最大幅	最大長さ	保全対象の有無
1	大津市北小松～高島市鶴川	北西	約1,280m	約164m	あり

### 環境保全措置

「高架構造物の上下部工の形式・配置等の工夫」の措置を行います。

## 水質(水の濁り)

### 【工事の実施】

事業の実施により、濁水が発生しますが、仮設沈砂池や濁水処理施設を設置し公共用水域に直接濁水を流さないこと、法面整形・緑化等を行い土砂流出を防止することによって、工事の実施に伴い発生する水の濁りは抑制されると予測されます。

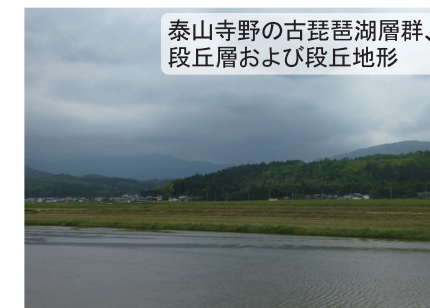
### 環境保全措置

「仮設沈砂池や濁水処理施設の設置」、「裸地化の抑制」の措置を行います。

## 地形および地質

### 【工事の実施および存在・供用】

実施区域およびその周辺には重要な地形および地質が5地点分布しています。すべての予測地点において著しい影響はない、または影響はないと予測されます。



## 水質解説





裸地化の抑制・・・土工部の速やかな転圧および法面整形、法面等を植皮して早期に回復させて裸地を解消する、あるいはシート張り等を行うことにより、降雨時に発生する濁水の周辺河川への流出を防止します。



【工事の実施および存在・供用】

現地調査により、重要な動物は118種、重要な植物は29種確認されました。また、地域を特徴づける生態系は、現地調査結果を基に「山地・丘陵地の樹林を中心とする生態系」、「低地の田園域を中心とする生態系」および「小河川・湖岸等の水辺を中心とする生態系」を設定しました。

予測結果は下表のとおり、一部の種で生息または生育環境が保全されない、またはその可能性があるとして予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を回避・低減します。

項目	予測結果
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な動物であるミサゴにおいて、工事の実施に伴う騒音等による繁殖活動への影響が生じる可能性が考えられ、生息環境は保全されない可能性があると予測されます。</li> <li>その他の重要な動物については、生息環境は保全されると予測されます。</li> </ul> 
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種であるアケボノシュスラン、ホシクサ、ギンリョウソウにおいて、生育環境は保全されないと予測されます。</li> <li>その他の重要な植物については、生育環境は保全されると予測されます。</li> </ul>   
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての生態系について、保全されると予測されます。</li> </ul>

環境保全措置

「低騒音・低振動型建設機械の採用」、「道路照明の漏れ出しを防止した構造および誘因性の低い照明の採用」、「工事関係者の教育」、「重要な植物種の移植または播種」の措置を行います。

事後調査

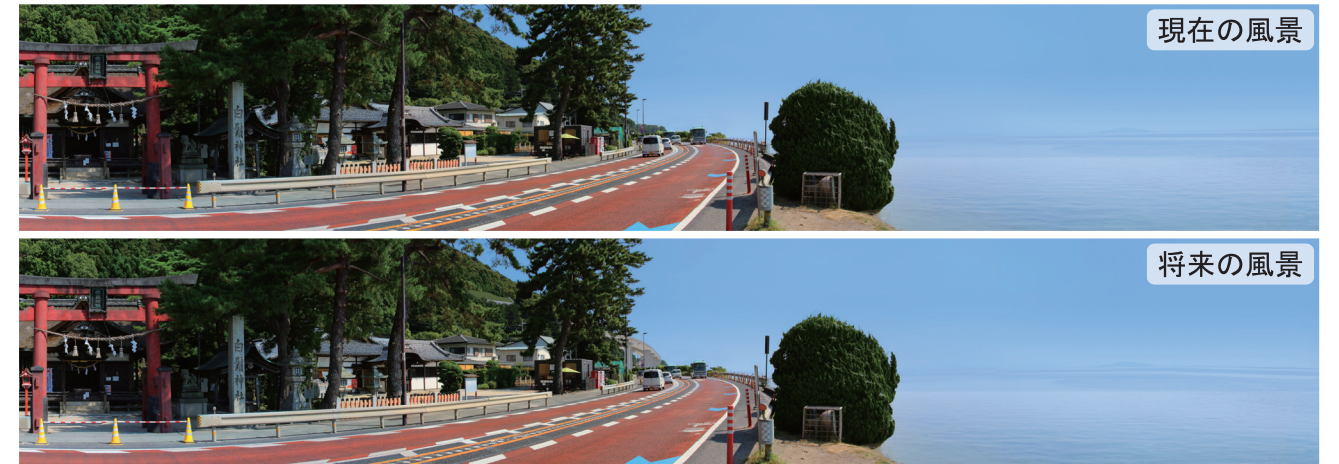
項目	調査項目	調査時期	調査範囲	調査方法
動物	ミサゴの生息状況	工事前～工事後の調査対象の繁殖期を基本	ミサゴの営巣地周辺	直接観察による繁殖状況の確認
植物	移植または播種した植物の生育状況	各種の生活史および生育特性等に応じて設定	移植または播種を講じた植物の生育地	移植または播種を講じた植物の生育状況（株数、形状・生育高、開花・結実状況等）、ならびに生育環境の状況確認

【工事の実施および存在・供用】

実施区域およびその周辺には、主要な眺望点が9地点分布しています。また、各眺望点から、景観資源の琵琶湖、萩の浜、大溝の水辺景観、鶴川棚田、白鬚神社が眺望できます。

鶴川棚田の眺望景観に変化が生じると予測されますが、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。

＜主要な眺望景観：白鬚神社＞



＜主要な眺望景観：萩の浜＞



＜主要な眺望景観：鶴川棚田＞



環境保全措置

「構造物（橋梁等）および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」の措置を行います。



## 人と自然との触れ合いの活動の場

### 【工事の実施および存在・供用】

実施区域およびその周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が5地点分布しています。

すべての予測地点において改変や変化はほとんど生じない、または生じないと予測され、環境保全措置を実施することで環境負荷を低減します。



ピワイチ低速コース/  
ピワイチ上級コース



乙女ヶ池

### 環境保全措置

「構造物（橋梁等）および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」の措置を行います。

## 廃棄物

### 【工事の実施】

事業の実施により、建設副産物として建設発生土、コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊が発生すると予測されますが、発生した建設副産物は法令等に基づき適切に再利用および処理・処分することとし、工事間流用の促進や再資源化施設への搬入により環境負荷を低減します。

### 環境保全措置

「工事間流用の促進」、「再資源化施設への搬入」の措置を行います。

## 文化財

### 【工事の実施および存在・供用】

実施区域およびその周辺には、有形の文化財が13地点分布しています。「シン垣遺跡」、「明神遺跡」（埋蔵文化財）は直接改変が生じると予測されますが、事業実施段階において「文化財保護法」に基づき、関係機関と協議・連携のうえ、適切な措置を講じることで環境負荷を低減します。



白鬚神社本殿



鶺鴒川四十八体仏



大溝の水辺景観



シン垣遺跡

### 環境保全措置

「構造物（橋梁等）および道路付属物の形式、デザイン、色彩の検討」、「文化財保護法に基づく適切な措置」の措置を行います。

## 環境影響評価の総合的な評価

本対象事業においては、都市計画対象道路の位置および基本構造の検討段階から環境保全に配慮しており、各環境要素について事業者が実行可能な範囲内で環境保全措置を講じることにより、都市計画対象道路が周辺の環境に及ぼす影響についてできる限り回避または低減が図られています。

また、環境保全措置の効果に係る知見が不十分、あるいは、代償措置について、効果の不確実性の程度および知見の充実の程度を勘案して、事後調査を実施するものとしています。このことから、都市計画対象道路に係る環境の保全について適正な配慮がなされていると評価します。

# 5 事業の流れ

今後は、地域の皆様や地方公共団体よりいただいた意見を踏まえ、準備書の記載内容に検討を加え、必要に応じて準備書の内容を見直した上で環境影響評価書を作成します。

作成された評価書は、知事に送付されます。知事は必要に応じて事業者に意見を述べます。

いただいた意見の内容を検討し、必要に応じて評価書の内容を見直した上で、最終的に評価書を確定し、公告・縦覧します。評価書の公告・縦覧の終了をもって、環境影響評価の手続きは終了します。

